

東日本大震災に伴う税務上の支援について

このたびの東日本大震災により被災された皆様に対し、心からお見舞い申し上げます。神奈川県では、本店等が被災地域に所在する場合に、法人二税の申告納付期限延長や、震災により自動車が使用不能となった場合の自動車税の減免などの被災された方への支援を実施しております。詳しくは県のホームページをご覧ください。

- ホームページアドレス <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/p160844.html>

不動産取得税について

前号では、県税のうち自動車税について説明させていただきましたが、今号では不動産取得税について説明いたします。

土地や建物の所有者にかかる税金には、市町村税として毎年課税される固定資産税と都市計画税のほかに、県税として不動産を取得した時に課税される不動産取得税があります。

不動産取得税の税額は、住宅と土地に関しては不動産の価格（取得時点の固定資産税評価額）の3%、住宅以外の家屋については4%となっております。平成24年3月31日までに取得した宅地評価土地については、土地の価格を1/2とする特例措置があります。

なお住宅用の家屋や土地につきましては、主に次のような軽減措置があります。

新築住宅（床面積が50m ² 以上240m ² 以下のもの）【※1】	住宅の価格から1戸につき1,200万円を控除 (控除後の金額×税率が課税額となります。)
住 宅 の 敷 地	税額から次のうちいずれか多い方の額を減額 ①45,000円 ②土地1m ² 当たりの価格【※2】×住宅の床面積の2倍（1戸につき200m ² を限度）×3%

【※1】 戸建以外の貸家住宅は、1戸あたりの床面積が40m²以上240m²以下のもの。

【※2】 平成24年3月31日までに取得した宅地評価土地については、「1m²当たりの価格」が1/2に相当する額になります。

中古住宅につきましても、一定の要件で軽減措置がありますので、詳しくは県税事務所までお問い合わせください。

※不動産取得税に関するお問い合わせ先

川崎県税事務所 直税第二課 044-233-7351

